



笑顔をつなぐ情報誌

しま



shima 1 2018.1 Vol.225



今月の表紙／らんども RUN伴2018

昨年に引き続き、三重南ルートは志摩市からスタートしました。認知症への理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域を作ることを目指してタスキをつなぎました。(関連記事P24)



人事行政の運営状況をお知らせします ピクアップP9 ブロック塀等の撤去に対する助成金を交付します

志摩市の人事行政の運営状況をお知らせします

志摩市の適正な人事運営を確保するため、市職員の任免や給与、勤務条件などの状況をお知らせします。

積極的に情報公開や情報提供を進めることで、理解と信頼が得られるよう市政運営を進めていきます。

●人事行政の運営状況の詳細は、市ホームページでご覧いただくことができます。

総務課 ☎ 44・0201 FAX 44・5252

1、職員数・給与などの状況

(1) 部門別職員数

(単位：人) 各年 4 月 1 日現在

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な 増減理由
		平成29年	平成30年		
一般行政部門	議会	6	6	0	◆業務の見直し・効率化、退職職員の不補充…等による減
	総務	124	122	△2	
	税務	26	25	△1	
	農林水産	20	20	0	
	商工	17	15	△2	
	土木	39	39	0	
	民生	142	140	△2	
	衛生	62	60	△2	
	小計	436	427	△9	
教育部門		88	88	0	公営企業等
公営企業等	病院	69	73	4	
	水道	24	23	△1	
	下水道	6	5	△1	
	その他	26	27	1	
小計		125	128	3	
合計		649 [801]	643 [801]	△6 [0]	

※職員数は一般職に属する職員数です。

※〔 〕内は、条例定数の合計です。

(2) 平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

平成30年4月1日現在

区分	志摩市	三重県
一般行政職	平均給料月額	322,940 円
	平均給与月額	375,253 円
	平均年齢	43.1 歳
技能労務職	平均給料月額	290,110 円
	平均給与月額	314,738 円
	平均年齢	49.9 歳

※給与とは、基本給である給料に諸手当を加えたものです。

(3) 一般行政職の初任給

平成30年4月1日現在

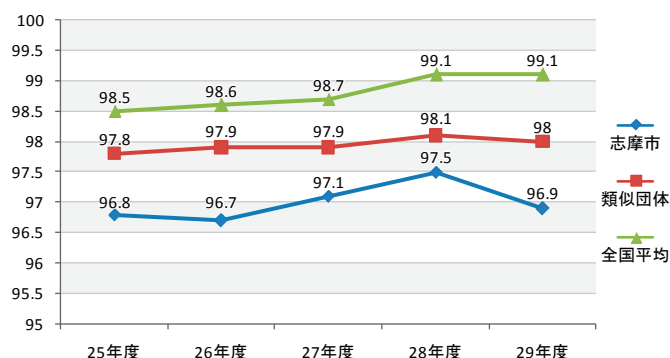
区分	大学卒	高校卒
志摩市	179,200 円	151,500 円
三重県	189,200 円	154,900 円
国	一般職 179,200 円	一般職 147,100 円

(4) 一般行政職の経験年数別平均給料月額

平成30年4月1日現在

区分		経験年数			
		10 年	20 年	25 年	30 年
志摩市	大学卒	254,033 円	326,733 円	362,150 円	398,500 円
	高校卒	— 円	301,700 円	351,400 円	370,990 円

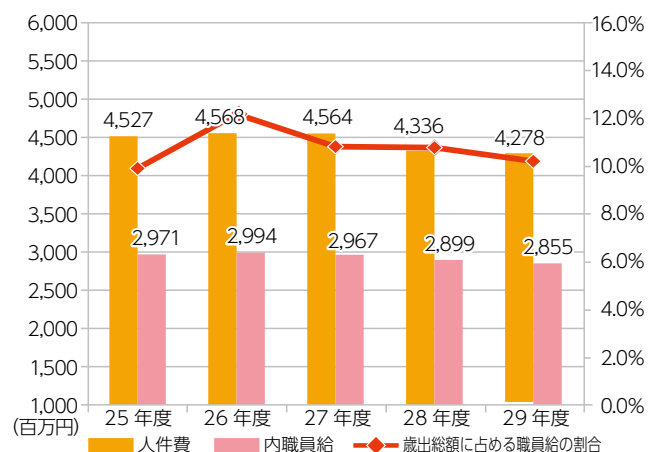
(5) ラスパイレス指数の状況



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を平均したものです。

(6) 人件費の状況（各年度普通会計決算統計より）



※人件費には、市長、議員などに支給される給料、報酬などや共済組合などへの負担金が含まれます。

(7) 特別職の給与・報酬など

平成30年4月1日現在

役職	給料月額等	期末手当支給割合	
市長	900,000 円	6 月期	1.90 月分
副市長	700,000 円	12 月期	2.05 月分
教育長	600,000 円	計	3.95 月分
議長	470,000 円	平成29年度支給割合	
副議長	399,000 円	6 月期	1.40 月分
議員	370,000 円	12 月期	1.55 月分
		計	2.95 月分
		平成29年度支給割合	

※期末手当支給時に加算措置があります。

(8) 職員手当

平成 30 年 4 月 1 日現在

区分	内 容			
扶養手当	配偶者	月額	6,500 円	
	子	月額	10,000 円	
	父母等	月額	6,500 円	
	特定期間 (★) の子	加算額	月額	5,000 円
	★ 満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間。			
住居手当	借家居住者 月額の家賃が 12,000 円を超えるとき	最高支給限度額	月額	27,000 円
通勤手当	交通機関 (電車・バスなど) 利用者	最高支給限度額	月額	55,000 円
	交通用具 (自動車・バイクなど) 使用者	距離区分に応じて	月額	2,000 ～ 31,600 円
期末・ 勤勉手当	期末	勤勉	計	
	6 月期	1.225 月分	0.900 月分	2.125 月分
	12 月期	1.375 月分	0.900 月分	2.275 月分
	計	2.600 月分	1.800 月分	4.400 月分
	※職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。			
退職手当	勤続 20 年	自己都合	応募認定・定年	
		19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続 25 年		28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年		39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
	定年前早期退職の場合、特例措置 (2 ～ 30%加算) があります。			
	※本市では、三重県市町総合事務組合の退職手当支給事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。			
	前年度退職者	自己都合	応募認定・定年	
	1 人当たりの平均支給額	8,810 千円	20,232 千円	

※上記のほかに、時間外勤務手当、特殊勤務手当、管理職手当などがあります。

2、職員の採用、退職の状況

(1) 職員の採用状況 (平成 30 年 4 月 1 日採用) 単位：人

職種	採用人数			受験者数
	男	女	計	
事務職員	10	3	13	59
事務職員 (障がい者枠)	0	0	0	2
保育士・幼稚園教諭	0	7	7	12
保健師	0	1	1	4
看護師・准看護師	0	3	3	4
作業療法士	1	0	1	2
診療放射線技師	1	0	1	2
計	12	14	26	

(2) 職員の退職の状況 単位：人

年度	区分	男	女	計
平成 29 年度	定年退職	12	8	20
	応募認定退職	2	2	4
	普通退職等	4	10	14
	計	18	20	38

3、職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 単位：人

区分	分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
平成 29 年度	勤務成績が良くない	0	0	0	0	0
	心身の故障	0	0	13	0	13
	職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
	計	0	0	13	0	13

※分限処分とは、公務能率の維持向上を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができないなどの一定の事由がある場合に行う処分です。

(2) 懲戒処分者数 単位：人

区分	懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
平成 29 年度	法令に違反した (交通事故等含む)	0	0	0	0	0
	職務上の義務違反又は職務を怠った	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者にふさわしくない非行	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、規律と公務遂行の秩序を維持することを目的に、職員が法令違反などの一定の義務違反に対し、道義的責任を問う処分です。

4、公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定を行い、事案の解決に当たるものです。

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成 29 年度)

措置要求件数	処理件数
0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行うものです。

職員に対する不利益処分についての不服申立ての状況 (平成 29 年度)

審査請求件数	処理件数
0	0

シリーズ防災 その 89

問い合わせ
地域防災室44・0203 FAX 44・5252
chikibosaisitsu@city.shima.lg.jp

「津波防災の日」 日本が提案して「世界津波の日」へ

11月5日は「津波防災の日」であり、「世界津波の日」でもあります。今回は、その制定の経緯と日頃の準備の大切さについてお知らせします。

11月5日の「津波防災の日」は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として津波対策を総合的に推進するために、平成23年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、あわせて11月5日が「津波防災の日」と定められました。

日本が「世界津波の日」を提案

平成27年3月に、日本がホスト国となり「第3回国連防災世界会議」が、仙台市において開催されました。災害大国である日本は、自らの経験から事前の防災対策の重要性を強調しました。また、日本では11月5日が「津波防災の日」であることに触れ、世界中の防災意識の向上のため、「世界津波の日」を制定することを提案しました。



平成 27 年 3 月に仙台市で開催された
第 3 回国連防災世界会議開会式

国際連合総会で決議採択へ

提案された11月5日は、津波から多くの命を救った有名な逸話「稲むらの火」に由来します。これは、安政元年（1854年）11月5日に起きた安政南海地震の際、伝統的知識から津波を察知した一人の村人（濱口梧陵）が、自らの稲束（稲むら）に火をつけて多くの村人を高台に避難させ、命を救ったという話です。この村人は、その後、堤防の建設にも取り組み、その後の津波災害から村人の命を守りました。この話には、①早期警報、②伝統的知識の活用、③より良い復興の要素が含まれており、平成27年12月に開催された第70回国連総会で、11月5日を「世界津波の日」として定める決議が採択されました。



想定では南海トラフでの死者数県内第1位

今年の5月に、ある新聞において、南海トラフ地震による死者数の想定値が報道されました。それによると、志摩市の死者数は8700人で、県内で第1位の多さです。そのうち7700人が津波による死者数と想定されていました。ただし、この数字は最悪の状況での予想値であり、発災後直ちに避難行動をとった場合には、死者数は半分以下の2500人にまで減少させることができる

ということも想定されています。

すぐに避難行動をとるための日頃の準備

すぐに避難行動をとるためには、日頃からの準備が必要です。まず、発災時の揺れで怪我をしないための家屋の耐震化と家具の固定、当面の生活を送るための備蓄と非常持ち出し品の準備、家族と合流するための打合せなどをしておくことが安心です。

「100回逃げて、100回来なくても、101回目も必ず逃げて！」これは東日本大震災で被災した釜石市唐丹（とうに）町の津波記憶石に刻まれた女子中学生の句です。空振りでも避難をと呼びかけています。

「揺れたら逃げる」ことの大切さを知り、「逃げて必ず生き延びる」という意識を強くもち、体が自然に動くように訓練をして避難準備をしておきましょう。

～お願い～ 戸別受信機の電池交換を

今年度は度重なる台風の接近により、市内でも多くの停電が発生しました。市民へ無償貸与している戸別受信機は、停電時には自動的に電源が乾電池に切り替わります。しかし、乾電池は長時間放置しておく、液漏れ等が起こり、受信機自体が故障する可能性があります。いざという時のために、**1年に1回は電池交換をぜひお願いします。**



乾電池の液漏れにより
故障した戸別受信機

地方創生シリーズ★取り組み事例紹介

志摩市では、地方創生事業の一環として、さまざまな取り組みを実施しています。
このコーナーでは、その取り組み事例について紹介します。

総合政策課 ☎ 44・0205 ☎ 44・5252
sogoseisaku@city.shima.lg.jp

若い女性が暮らしやすい志摩づくり事業

女性にとって暮らしやすいまちづくりを検討しています

平成28年度から実施している「若い女性が暮らしやすい志摩づくりのためのワークショップ」では、“女性にとっての暮らしやすいまちづくり”には、“働きやすさ”を向上させることが一番大事と考え、昨年度、実態把握のため、市内在住かつ市内で働く女性500名を対象に、アンケート調査を実施しました。

今年度は、子育てに不安を抱く女性に着目し、少しでも不安を解消できるように、地域内での子育て支援の情報を行き届かせられるよう情報発信の見直しを行うことや同じ立場の人たちが集まる場を提供することなど、市の施策の改良ができないか議論しています。
(これまでの取り組み状況は市ホームページで公開しています)



自分らしい働き方を考える講演会を開催します

ひとりで悩みや不安を抱え込んでいる母親が、自分の子育てに自信をもち、楽しい子育てが行えるような居場所づくり、そして子育てを誰もがシェアしていけるような環境作りを目指し活動しているNPO法人「マザーズライフサポーター」の理事長・伊藤理恵さんをお招きして、講演会を行います。ぜひご参加ください。



講師 伊藤 理恵さん (NPO法人マザーズライフサポーター・理事長)

とき 11月17日(土) 10:00~11:30

ところ 磯部生涯学習センター 多目的ホール

定員 250名(参加申込不要)

先着順で無料託児(6か月~小学校低学年)もあります。

事前予約制ですので11月8日(木)までに総合政策課へお申し込みください。
(人数に限りがあります)

若者の集いと出合いの支援事業

若者の「集い」・「出合い」を目的としたイベントを応援します(2次募集)

若者の人口減少対策として、志摩市に若者が集まるイベントを支援します。

補助対象事業 市内において開催されるイベントで若者が集まる機会または若者が出会う機会の創出を目的とした事業

補助対象期間 平成31年1月1日~平成31年3月31日の期間に実施されるものに限る

補助対象者 40歳未満で市内に在住、もしくは在勤する者または出身者が代表を務める団体

事業決定 書類審査によって決定します

申し込み方法 総合政策課窓口または市ホームページから指定の用紙を入手し必要事項を記入のうえ、郵送または持参

申込期限 11月30日(金)



Q.37 RUN伴2018三重南ルートは志摩市からスタートしました。スタート地点となった市内の施設はどこ？
①阿児アリーナ ②市役所本庁舎 ③市立図書館

正解は P23にあります。

志摩市は、SDGsの達成を通して地域の活性化を図る「SDGs未来都市」に選定されました。これから、SDGsに関する詳しい情報や志摩市の取組の進め方について、市民の皆さんにお伝えしていきます。SDGsについて理解して、みんなで持続可能なまちづくりを一緒に進めましょう。

第4話 SDGs 目標11 住み続けられるまちづくりを

あおサ～：先月は、SDGsの目標14「豊かな海を守ろう」に関わる取組について説明したけれど、今月は目標11「住み続けられるまちづくりを」について説明するよ。

しまこさん：私も少し勉強してみたんだけど、11番の目標って、安全なまちづくりを進めるっていう内容みたいだけれど、御食国とどう関係しているの？

あおサ～：台風や津波に強いまちづくりはもちろん大切だけれど、11番目の目標には10項目の取り組み内容があって、注目して欲しいのは、4番目に掲げられている「世界の文化遺産や自然遺産の保護・保全の努力を強化する」という項目なんだ。

志摩市では、関係団体と連携して「鳥羽・志摩の海女漁の技術」の世界文化遺産への登録を目指しているし、「鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業」も世界農業遺産への登録を目指しているよ。

しまこさん：国の重要無形民俗文化財には、「磯部の御神田」や「安乗の人形芝居」も指定されているわよね。

あおサ～：海外では「持続可能な農水産物」と言えば、環境に悪い影響を与えない農林漁業で生産された産品という定義が主流なんだけれど、日本の農林漁業は、地域の歴史や文化とも深く結びついて、地域の社会を支えたり、美しい景観の一部になってきたという価値もあるよね。

しまこさん：そうよ。私たち海女は、志摩市に古くから引き継がれてきた伝統的な漁業だけじゃなくて、いろんなお祭りや行事も継承してきたもの。

あおサ～：世界文化遺産や農業遺産などの登録を進めることで、ぼくたち自身がその価値を改めて見直す機会になるし、その価値をわかりやすく地域の外に伝えられるようにしていきたいね。



11 住み続けられる
まちづくりを



優先的に取り組む目標

目標11の4：世界文化遺産・世界農業遺産への登録推進



志摩市民病院だより

問い合わせ

志摩市民病院

FAX 7272・5555
7272・3949

◆新職員（医師）紹介

つちだ まさふみ
土田 真史 医師



はじめまして。10月から志摩市民病院で総合診療医として働くことになりました土田真史と申します。

大阪府出身で現在34歳の男性です。見た目によらず体を動かすことが好きです。前の病院ではサッカー、バスケットボール、サーフィンをしたりしていました。もし、たしなまれる方がいらつしやいましたらご一緒にできれば幸いです。

4人兄弟の長男として姉弟に支えられながら育ちました。父が医師であり、高校の先生にもアドバイスいただいて医師を目指すようになりました。浪人生として2年間過ごした

後に関西医科大学に入学しました。大学では日本で開催されたワールドカップの影響を受けサッカー部に所属し6年間楽しく過ごしました。

大学を卒業後、離島医療に興味もあり沖縄中部徳洲会病院で研修することになりました。その時の一つ上の学年の先輩が、現在当院の院長である江角先生でした。釣りが好きだったので病院から出られない患者のために魚を釣ろうと江角先生と2人で釣りに行き、一匹だけ釣れたことは今でも覚えています。

2年間の初期研修を終え、離島での医療も経験し、まずは救急患者対応ができるようになりたいと考え救急総合診療部で3年間研修した後、外科で3年間研修しました。より地域に根付いた医療を行いたいと考え、江角先生の誘いもあり志摩市民病院で働きたいと思いました。沖縄で学んだ救急医療を生かしながら、地域の皆様が健康で楽しい生活を送れるように力になれたらと考えています。まだわからないことも多く、ご迷惑をおかけするかと思いますが、頑張ります。

どうぞよろしくお願いいたします。

えすみ ひろやす
江角 浩安 医師



はじめまして。10月から志摩市民病院で働くことになりました江角浩安と申します。

私は1972年名古屋大学医学部を卒業後外科の研修医になりました。この頃は、まだ内視鏡は胃力メラと呼ばれ、CTやMRIはまだ存在しませんでした。がんの手術患者さんの多くは間もなく再発により再入院されていました。私のいた病院の院長は学生時代の外科の教授でした。がんの手術は根本的に間違っていると言つ私の生意気な発言を受けとめ、アメリカか、がんセンターに行つて勉強してきなさいと院長に勧められ、東京の国立がんセンターに移り、以来2013年までがんセンターで臨床と研究を行いました。途中5年間埼玉医科大学の皮膚科に移った時期もありますが、地域医療に直接携わるのは今回が初めてであり若き先輩諸氏の指導を受けながら

研鑽を積もうと考えて居ます。

がんを中心に研究と診療に携わったのですが、今から15年ほど前にがん医療での外来医療の役割が急速に高まっていることに気付き、国立がんセンター東病院で、周辺3市の行政、医師会等のご協力の下「がんになつても最期まで安心してくらせるまちづくり」と言つ表題を掲げた「柏プロジェクト」を立ち上げました。この経験が、この度志摩市で地域医療・介護・健康作りに携わりたいと考えた大きな要因です。

志摩市民病院に来てからまだ1月ですが、多くの病院職員が院外の多くの方達と一緒に住みやすい町、志摩市、を作ろうとされているのを目の当たりにし、決意を新たにしております。

1971年夏、私は医学部の最終年度の学生として1週間、志摩市に研修に来たことがあります。それが、大王病院か前島病院か記憶は曖昧です。ほとんど半世紀を経てこの地に戻ってきたことに不思議な因縁を感じます。チェストと、気張ります。

どうかよろしくお願いいたします。

知って安心！ 国民年金

保険年金課年金係

☎ 44・0213

FAX 44・5260

伊勢年金事務所

☎ (0596)27・3601

◆納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成30年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料の全額（過年度分や追納分含む）です。

この社会保険料控除を受けるためには、領収証書など納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された人に対し、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、平成31年2月上旬に送付されます。

世帯主は家族（世帯員）の国民年金保険料を連帯して納付する義務があり、夫婦はお互いの保険料を連帯して納付する義務があるため、ご自身の保険料だけでなく、配偶者等ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その国民年金保険料の控除を受けることができますので、ご家族あての控除証明書を添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のハガキの内容をご確認のうえ、専用ダイヤルにお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤルナビダイヤル

☎ 0570・0003・0004

（050から始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03・6630・2525）

受付期間

平成30年11月1日（木）

～平成31年3月15日（金）

受付時間

・月～金曜日 8時30分～19時

・第2土曜日 9時～17時

※祝日（第2土曜日を除く）・12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。
※おかけ間違いにご注意ください。

◆11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認していただき、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に、公的年金制度の意義やしくみについて、理解を深めていただきますようお願いいたします。

◆「ねんきんネット」でご自身の年金記録の確認ができます

「ねんきんネット」は、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することが出来ます。

国民年金保険料を納付していない期間や厚生年金保険の標準報酬月額に大幅な変更があるなど、特にご確認頂きたい年金記録がある月は、カラーでわかりやすく表示しています。

かりやすく表示しています。

「かんたん試算」では、現在と同じ条件で、60歳まで年金制度に加入し続けるという条件を自動設定して、素早く見込額を試算することが出来ます。また、お客様ご自身でさまざまな条件を設定いただくことで、将来受け取る老齢年金の見込額を試算できます。質問に答えていただくことや詳細な条件を入力することで、より細やかな試算ができ、試算条件や結果を保存することが出来ます。

「ねんきんネット」のご利用登録は、国民年金機構ホームページから願います。

◆年金事務所では「年金相談の予約」を実施しています

年金事務所の窓口で、年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望される人は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

ご予約いただくことにより、長時間お待たせすることなくスムーズに相談でき、相談内容にあったスタッフが対応することが出来ます。

予約相談の受け付けは、予約相談希望日の1か月前から前日までとなっており、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分です。

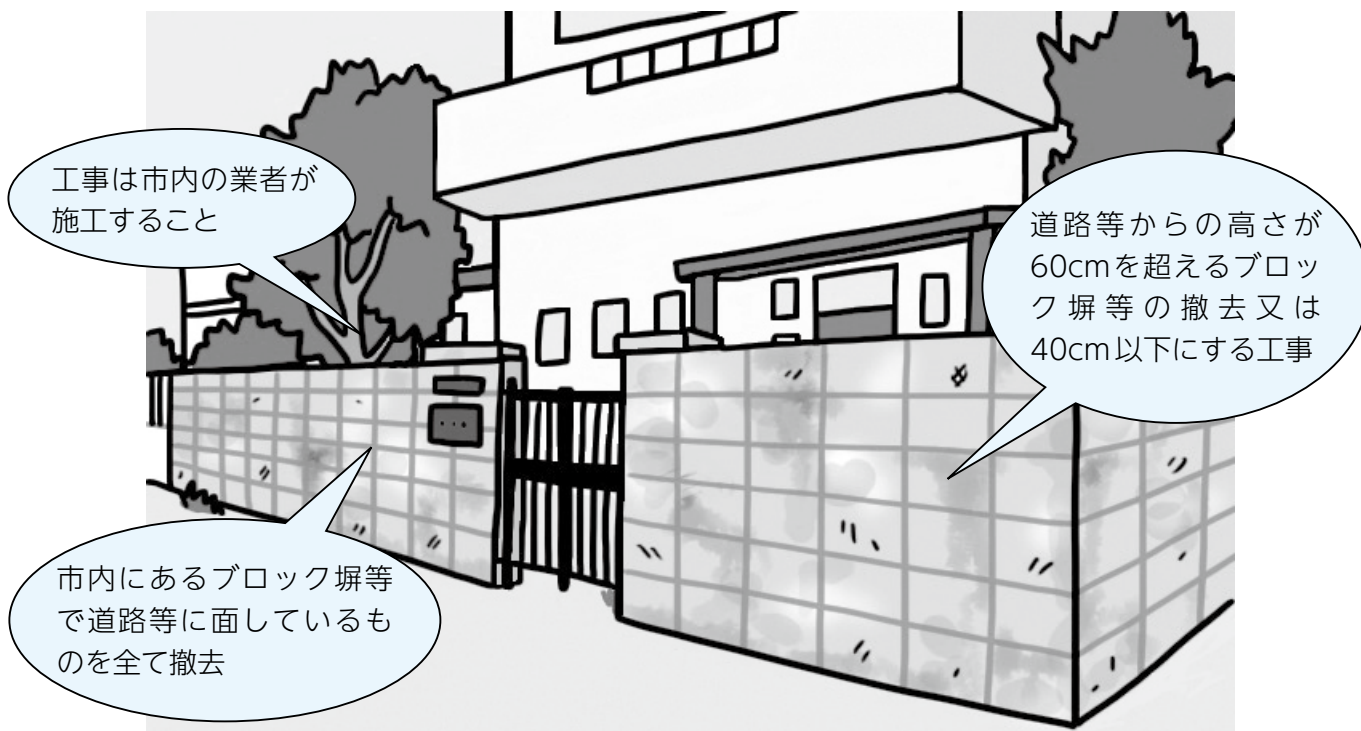
予約相談専用ダイヤル ☎ 0570・054890 にお申し込みください。

※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

ブロック塀等の撤去に対する助成金を交付します

志摩市では、地震等によるブロック塀等の倒壊事故防止および避難路の確保を目的に、撤去に要する費用の一部を助成します。

- ①対象者 次のいずれかに該当するもの
- ① ブロック塀等が定着する土地の所有者又はその世帯構成員
 - ② ブロック塀等が付属する建物の所有者又はその世帯構成員
 - ③ ブロック塀等の所有又は管理をする者
- ※市税を滞納していないこと等要件があります。
- ②対象工事 「志摩市ブロック塀等撤去事業助成金交付要綱」第4条に掲げる全ての要件を満たす工事
- ③助成金の額 地中埋設部分及び基礎を除くブロック塀等の撤去に要する経費（撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。）と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額）とし、10万円を限度とする。
- 予算額100万円で助成金の額の上限が10万円のため募集件数は10件以上



- ④申し込み方法 助成金交付申請書に添付書類を添えて、都市計画課（3階17番窓口）へ直接ご提出ください（郵送等不可）。

※助成金交付申請書は、都市計画課窓口または市ホームページから入手できます。

問い合わせ 都市計画課 ☎ 44・0305 FAX 44・5262 ✉ toshikeikaku@city.shima.lg.jp

ブロック塀等撤去事業助成金を補完します

志摩市では、ブロック塀等の撤去に対する助成金以外の撤去費用が必要な場合は、百五銀行、第三銀行、鳥羽志摩農業協同組合が低金利（年1.9%変動金利）で10月1日より貸付を行います。詳細につきましては各金融機関の窓口にご確認ください。

問い合わせ 出納室 ☎ 44・0215 FAX 44・5260 ✉ suitou@city.shima.lg.jp

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇っている事業主は、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず、必ず加入手続きをすることが法律で定められています。

労働保険

労災保険

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度

雇用保険

労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。

◎費用徴収制度

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の加入手続を行わない、いわゆる未手続期間に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他に、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します。

問い合わせ

三重労働局総務部労働保険徴収室
☎ 059・226・2100

特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診しましょう

志摩市の国民健康保険に加入している40～74歳の人を対象に、特定健康診査を実施しています。

また、後期高齢者医療制度に加入している人には、後期高齢者医療健康診査を実施しています。

健診の対象となる皆さんには、6月下旬以降に受診券を郵送しています。まだ受診されていない人は、ぜひ受診しましょう。

※受診期間 11月30日（金）まで

問い合わせ 保険年金課

☎ 44・0213 FAX 44・5260

三重県後期高齢者医療広域連合

☎ 059・221・6884 FAX 059・221・6881

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

内閣府の調査によると、女性の4人に1人がDV（配偶者等からの暴力被害）にあっています。そして、被害を受けた女性のうち約9人に1人が、その暴力によって「命の危険を感じたことがある」と答えています。この期間に県内各地で、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで「パープル・ライトアップ」が実施されます。このライトアップには、暴力根絶の呼びかけと、被害者に対して「あなたは一人ではないよ。相談してください。」というメッセージが込められています。

相談窓口

○三重県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）

☎ 059・231・5600

・月、水、金曜日

9時～17時

・火、木曜日は夜間まで相談可能
9時～20時

○三重県男女共同参画センター

「フレンテみえ」（月曜休館）

女性のための電話相談

☎ 059・233・1133

・火曜から日曜日

9時～12時

・火、金、土、日曜日

13時～15時30分

・木曜日

17時～19時

問い合わせ 人権市民協働課

☎ 44・0227 FAX 44・5260

平成31年度三重大学医学部 医学科推薦入試「地域枠B」

市では、推薦要件を満たし、三重県内および志摩市で医療・医学の発展とその継続に貢献することを確認できる希望者から対象者を選抜して、三重大学に推薦します。

推薦人数 2人以内

選抜方法 市長・指定病院長などによる面接試験

試験日時 11月16日（金）

16時開始予定

※推薦要件・提出書類などについては市ホームページを参照してください。

※応募にあたっては学校長の推薦が必要になります。

問い合わせ 健康推進課

☎ 44・1100



行政情報

年末調整等説明会・所得税の青色決算等説明会・消費税軽減税率制度等説明会

平成30年分年末調整等説明会・所得税の青色決算等説明会・消費税軽減税率制度等説明会を次のとおり開催します。

年末調整等説明会

とき・ところ

11月16日（金）10時～・14時～

伊勢市生涯学習センター

いせトピア（多目的ホール）

11月21日（水）14時～

志摩市磯部生涯学習センター

（多目的ホール）

所得税の青色決算等説明会

とき・ところ

11月20日（火）14時～

伊勢市生涯学習センター

いせトピア（多目的ホール）

11月21日（水）14時～

志摩市磯部生涯学習センター

（研修室2）

消費税軽減税率制度等説明会

とき・ところ

11月20日（火）10時～

伊勢市生涯学習センター

いせトピア（多目的ホール）

11月21日（水）10時～

志摩市磯部生涯学習センター

（多目的ホール）

11月29日（木）15時～

鳥羽市商工会議所会館

（3階かもめホール）

◆同一の開催項目については、いずれの日にも出席していただいても構いません。

◆事前申し込みは不要ですが、会場の収容人員の都合により参加できない場合があります。

◆所得税の青色申告決算書等は、年明け後に確定申告書用紙等と同時に送付されます。ただし、確定申告書等に代わり「確定申告のお知らせ」が届いた方で、青色申告決算書等用紙が必要な場合は、国税庁ホームページから出力するか、税務署の窓口で受け取ってください。

問い合わせ 伊勢税務署

☎ 0596・28・3191

エルタックス 地方税の申告はeLTAXで！

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告や納税を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。

eLTAXで申告するメリット

- 手続きが自宅やオフィスでできる！
- 複数の申告も一括で処理できる！
- 申告書がラクラク作成できる！
- 給与支払報告書・源泉徴収票を一括で提出できる！

問い合わせ

一般社団法人 地方電子化協議会ヘルプデスク

☎ 0570・081459

※受付時間 9:00～17:00

(土日祝日、年末年始を除く)

🌐 <http://eltax.jp/>

課税課 ☎ 44・0211 FAX 44・5261

第12回美し国三重市町対抗駅伝 出場選手選考会の開催

平成31年2月17日(日)に、第12回美し国三重市町対抗駅伝が開催されます。

志摩市でも本大会への出場選手を選考するため、選考会を実施します。

出場を希望する人は、選考会日時・場所などくわしくはお問い合わせください。

問い合わせ

志摩市教育委員会事務局

生涯学習スポーツ課

☎ 44・0339 FAX 44・5263

三重県真珠品評会出展作品の 一般公開について

三重県真珠養殖連絡協議会では、真珠の品質向上と三重ブランドである真珠のすばらしさを広くPRしていくために第12回三重県真珠品評会出展作品の一般公開を行います。

と き 12月1日(土)

10時40分～15時

なお、入賞者の表彰式を10時から行います。

ところ 志摩市商工会館 1階
カルチャー教室

問い合わせ

三重県真珠養殖連絡協議会

☎ 0596・28・4140

遺跡詳細分布調査にご協力を

市教育委員会では、市内の遺跡・古墳・城跡などの埋蔵文化財を平成26年度から6年計画で調査を行い、貴重な文化財を保護するための資料として、遺跡地図を作成します。

平成30年11月～平成31年5月に次の地区の調査を予定しています。

磯部町、浜島町、大王町

調査は、調査員が地区内をくまなく歩いて調べるため、敷地内や私有地に立ち入らせていただくこととなりますが、ご協力をお願いいたします。

なお、調査員は調査員証を身につけております。ご不明な時は提示を求め、生涯学習スポーツ課文化振興係へお問い合わせください。

問い合わせ 生涯学習スポーツ課

☎ 44・0339 FAX 44・5263

住生活総合調査に ご協力ください

国土交通省では、居住者の現在の住まいに対する満足度、今後の住まい方の意向などを把握するため、12月に「平成30年住生活総合調査」を実施します。住生活の安定・向上のための施策を推進する上で必要となりますので、ご協力をお願いします。

対象世帯 総務省が10月に実施した「平成30年住宅・土地統計調査」に回答いただいた世帯の中から、無作為に抽出されます。

調査方法 11月下旬に各自宅の郵便受けに調査票が投函されますので、郵送またはインターネットでご回答ください。

※くわしくは国土交通省住宅局住宅政策課(☎ 03・5253・8111)までお問い合わせください。

問い合わせ 都市計画課

☎ 44・0305 FAX 44・5262

📧 toshikeikaku@city.shima.lg.jp

鳥羽志摩子ども作品展

鳥羽市、志摩市における園児・小中学生の工作や書写・絵画等の入選作品を展示します。

と き 11月23日(金・祝)～

11月25日(日)

9時～20時

ところ 阿児アリーナ ベイホール

問い合わせ 学校教育課

☎ 44・0336 FAX 44・5263

捨て猫の問題について

元々人に飼われていた猫は野生で生きていくことが難しいほか、飼い猫を安易に捨てることで飼い主のいない猫が増え、周囲へ迷惑がかかることが多々あります。また、飼い主の方には「動物の愛護及び管理に関する法律」でペットの終生飼養(ペットが命を終えるまできちんと飼うこと)が義務付けられています。どうしても飼うことができなくなった場合でも、里親を探すなど、最後まで責任を持った対応をお願いします。猫を飼う前には、習性をよく理解し、不妊・去勢手術を行ったうえで室内で飼うことや、最後まで飼うことができるかよく考えましょう。

問い合わせ 環境課

☎ 44・0228 FAX 44・5260

📧 kankyo@city.shima.lg.jp

三重県最低賃金が 時間額846円に改定！

三重県最低賃金は、平成30年10月1日から、26円引き上げられて「時間額846円」になりました。

この最低賃金は、年齢・雇用形態(パート・アルバイトなど)を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

また、最低賃金の引き上げに対応して、中小企業支援のための業務改善助成金制度や働き方改革推進支援センター無料相談窓口(☎ 0120・331・266)を設けていますので、是非ご活用ください。

問い合わせ 三重労働局賃金室

☎ 059・226・2108

市有財産を売却します【先着順】

市が所有している土地、建物を先着順で売却します。

市ホームページ又は管財契約課で配布している「市有財産売却実施説明書」(先着順)をよくお読みになり、市有財産買受申請書に添付資料を添えてお申し込みください。

なお、先着順での売払いとなりますので売却済みの場合はご了承ください。

問い合わせ 管財契約課

☎ 44・0209 FAX 44・5252

📧 kanzaikeiyaku@city.shima.lg.jp

みんなで予防 インフルエンザ

マメな手洗いと咳エチケットで
「かからない」、「うつさない」。

家に帰ったら手洗いを
せなあかんよ！

マメゾウくん
咳エチケット
マスク、ティッシュ・ハンカチ、
そでなどで鼻と口をおおひましょう。

**志摩市
PRキャラクター
しまこさん**

コマメちゃん
手洗い
指先、指の間、親指、手首は
特に注意して手洗いをしましょう。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

インフルエンザに関する情報 今冬 インフルエンザ

「インフルエンザ予防啓発 コラボポスター」を加工して作成
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu/keihatu-collabo-apply.html>)

11月 実施分 集団検診 のお知らせ

各種がん検診は定員に限りがありますので、お申し込み
時点でご希望にそえない場合があります。
命にかかわる大切な検診ですので、ぜひ受けましょう。



① 実施場所、時間等

検診種別	と き	ところ	受付時間
乳がん(マンモグラフィ)検診 子宮頸がん検診	11月12日(月)	サンライフあご	13時30分～14時00分、14時30分～15時00分
	11月19日(月)		10時30分～11時00分、13時30分～14時00分 14時30分～15時00分
	12月 3日(月)		13時30分～14時00分、14時30分～15時00分

② その他

	乳がん検診(マンモグラフィ)	子宮頸がん検診
対象年齢	40歳以上で偶数年齢 (41歳の人は無料ハガキが利用できます)	20歳以上で偶数年齢 (21歳の人は無料ハガキが利用できます)
持ち物	健康保険証、バスタオル	健康保険証
自己負担金	1,500円	1,200円
無料対象者	70歳以上の人、検診日当日に志摩市の国民健康保険に加入している人	

ご注意

- 対象年齢は、平成31年4月1日現在の年齢です。
- 個別、集団を問わず、同じ検診を年度(平成30年4月～平成31年3月)内に2回受診した場合、2回目は全額自己負担になります。
- 集団検診の結果は、受診日から約1か月後に自宅に郵送されます。
- 健康保険証を必ずお持ちください。お持ちでない場合は、受診できないことがあります。
- 検診日当日に、志摩市に住所のある人が対象となります。

現在、乳がん(マンモグラフィ)検診、子宮頸がん検診の申し込み受付中です。年間予定は5月と7月に各戸配布した案内チラシ(ピンク色)をご覧ください。



申し込み・問い合わせ 健康推進課(保健センター) ☎ 44・1105 FAX 44・1102

「虐待かも…」そう感じたら、迷わず連絡（相談）を

○あなたの周りの子どもや高齢者、障がい者が虐待を受けているかもしれないと感じたら、次の各相談窓口に連絡（相談）してください。虐待かどうかは、連絡を受けた側が確認・調査します。その結果、虐待がなくても、連絡が善意でされた限り、責任を問われることはありません。また、連絡した人の秘密は守られます。連絡は、支援への第一歩です。

○虐待の被害者の多くは自分からSOSを出すことができません。虐待を受けた本人だけでなく、どこにも相談できずに悩みやストレスなどを抱えて苦しい思いをしている家族もいます。迷わずに連絡（相談）していただくことで、“よき支援者”に出会うことができます。

虐待の種類

- ①**身体的虐待** 「殴る」「蹴る」など、身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加えること
- ②**心理的虐待** 「無視する」「脅す」「傷つくことを何度も言う」など、著しく心理的な傷を与えること
- ③**性的虐待** わいせつな行為をすること、または、わいせつな行為をさせること
- ④**ネグレクト**（介護や保護の怠慢・拒否）「適切な衣食住の世話をしない」「病気になっても医者にみせない」「放置する」など、介護や保護者としての監護を著しく怠ること
※高齢者と障がい者については
- ⑤**経済的虐待** 「年金を本人の意思に反して使用する」など、金銭の不当使用を行うこと

子ども虐待

- ▼「子ども虐待」とは、「子どもの心や体の健やかな育ちを極端に損ねる行為」のことです。
- ▼保護者はしつけのつもりであっても、結果的に言動が子どもの育ちに悪影響を与えているとすれば、それは虐待となります。

▼ココに連絡

こども家庭課 ☎ 44-0282 FAX 44-5260
南勢志摩児童相談所 ☎ 0596-27-5143
いちはやく 189（近くの児童相談所）

高齢者虐待

- ▼「高齢者虐待」とは、「高齢者が身近な人から不当な扱いを受けて心身に傷を負い、基本的人権を侵害され、高齢者の健康や生活が損なわれること」です。
- ▼虐待を受けている人が要介護状態や認知症のために虐待されていることを訴えられないことがあります。

▼ココに連絡

介護・総合相談支援課
（地域包括支援センター）
☎ 44-0284 FAX 44-5260

障がい者虐待

- ▼「障がい者虐待」とは、「障がい者の尊厳を害し、自立と社会参加を阻止する行為」のことです。
- ▼障がい者の特性から、自分にされていることが、虐待と認識できない場合もあります。また、家庭だけでなく、施設や就労現場が虐待の現場となり得ることもあります。

▼ココに連絡

志摩市障がい者虐待防止センター
（市障がい者相談支援センターこだま）
☎ 44-3880 FAX 44-3885
※休日・平日夜間 ☎ 080-3622-4875

生命の危険など緊急性が高い場合は警察（110番）または救急（119番）へ！

**12月3日から9日は
「障害者週間」です。**

「障害者週間」は、障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

今回、障がい福祉サービスについて知っていただくために、就労にかかるサービスを紹介します。

就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満（利用開始時）の障がい者に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。また、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行うサービスです。

就労継続支援 A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満（利用開始時）の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供や、その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や支援を行うサービスです。

就労継続支援 B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、就労経験がある者に対し、雇用契約を結ばずに、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うサービスです。

障がい福祉にかかるサービスや市内の事業所については、「志摩市障がい福祉パンフレット」でご確認ください。
志摩市役所 地域福祉課で配布または市ホームページに掲載しています。



問い合わせ 地域福祉課

☎ 44-0283 FAX 44-5260

✉ chiikifukushi@city.shima.mie.jp

年末調整や確定申告で 税の控除を受けられる証明書を発行します

障害者控除対象者認定

介護保険の要介護認定を受けている人で一定の基準に該当する場合、申請により税法上の障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象となる要件

平成 30 年 12 月 31 日時点（死亡している場合は死亡日）において、介護保険の要介護認定を受けている 65 歳以上の人で、認知症や身体上の障がいがある一定以上の基準に該当する人（要支援者は除く。）

※要介護認定を受けていても、必ずしも対象になるとは限りません。

※既に障害者手帳や療育手帳などを持っている人は、申請することができません。

両控除共通

申請方法

介護・総合相談支援課または各支所で申請してください。

※障害者控除対象者認定の申請は必ず対象者の印鑑を持参してください。

※結果は後日、介護・総合相談支援課から通知します。申請書を受理してから結果を通知するまでに一週間程度かかりますので、ご了承ください。

※所得状況などにより、税金の控除が必要でない人は、申請の必要はありません。

おむつ代の医療費控除

傷病により 6 か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、医療費控除の対象となります。そのうち、次の対象となる要件を満たしている場合、申請により「おむつに係る費用の医療費控除の確認書」を交付します。

対象となる要件

次の①～③のすべてに該当し、一定の基準を満たす人

①要介護・要支援認定を受けている

②要介護・要支援認定を受けた際に作成された主治医意見書において、寝たきり状態および尿失禁の発生可能性があることが確認できる

③おむつの医療費控除を受けるのが 2 年目以降である

※初めて、おむつの医療費控除を受ける場合は、市ではこの確認書を交付できませんので、医療機関で「おむつ使用証明書」を発行してもらってください。

証明書の様式は、介護・総合相談支援課または各支所の市民サービス係にあります。

問い合わせ

介護・総合相談支援課

☎ 44・0284 ☎ 44・5260

✉ kaigosogo@city.shima.lg.jp

水道料金等の軽減または免除について

漏水や消火活動により水道を使用した場合に、料金の軽減または免除を受けられる場合があります。

●**漏水の場合** 水を使っていないのに水量が増えた時は、給水管のヒビ割れや腐食による漏水が発生している可能性があります。漏水しているかどうかは、宅地内の水道蛇口を全て閉めて水を一切使用していない状態にしてから、水道メーターのパイロットという銀色のコマが回っていれば漏水している可能性があります。水道メーターよりも宅内側の給水管等からの漏水はお客様の使用水量となり、水道料金が発生します。メーターは市からの貸与物ですが、道路の配水管から家庭へ引き込んだ給水管と、これに接続された止水栓・メーターボックス・蛇口等は全てお客様の財産となるため、日頃から点検・管理を心掛け、漏水がないか定期的にメーター等で点検をお願いします。

実際に漏水していることが判明した際は、早急に「志摩市指定給水装置工事事業者」と相談して修理を行ってください。修理の依頼及び修理費用の支払いは全てお客様負担となります。

修理完了後、水道料金を軽減できる場合がありますので、修理を依頼した「志摩市指定給水装置工事事業者」を通して、水道料金軽減申請書を提出してください。もし指定を受けていない業者や、自分で修理などをした場合は軽減の対象となりませんのでご注意ください。

また、軽減出来るのは漏水していた期間の内、2 か月を限度とします。漏水により増えたと考えられる水量の料金全てを減額するものではありません。軽減して過納となった料金は次回の支払い分へ充てるか、口座への還付となります。

尚、軽減は漏水修理後の水量を確認するため日数がかかる場合があります。

●**消火活動を行った場合** 火災により消火のため家庭用給水栓より使用した水および隣家よりの延焼防止のために使用した水で、消火活動に使用したと認められた水量については料金の免除を受けられる場合があります。

ただし、火災に伴う配管破損等による漏水は免除出来ません。この場合は、漏水による水道料金軽減のための手続きを行ってください。

詳しくは水道総務課までお問い合わせください。

問い合わせ 水道総務課 ☎ 44・0220 ☎ 44・5261
✉ suidosomu@city.shima.lg.jp

～志摩市県立高校だより～ 水産高校 水産資源科の説明

県下唯一の「水産高校」である「三重県立水産高等学校」。海洋・機関科に続き、今回は「水産資源科」について紹介します。

水産資源科では、増養殖や食品加工に関する様々な知識・技術を習得し、地域を支え、社会に貢献できる人材の育成を目指しています。

1年生では、資源増殖分野と食品加工分野の基礎的な知識・技術を学び、2年次より「アクアデザインコース」と「アクアフードコース」の2コースに分かれ、さらに専門性を高め学習します。



「アクアデザインコース」では、魚介類の採集方法・飼育管理・養殖技術や海の環境・海洋生物の生態について学習します。また、地域にとって大切な真珠養殖や真珠を利用したアクセサリーのデザインや加工について学ぶことも特徴の一つです。

「アクアフードコース」では、水産加工食品を中心に様々な食品に関する知識・加工技術や収穫から加工、流通までの流れを学習します。また、地域特産品を利用した加工実習や商品開発に取り組んでいることも特徴の一つです。

どちらのコースも積極的に校外のイベントや地域との交流に参加しています。防災訓練における「サバCAN」の配布、カツオ解体ショー、出張水族館、真珠PR活動、地域園児・小学生との交流学習など、その活動は様々です。校内の実習や校外の活動は、コミュニケーション能力の向上と大きな自信の獲得につながっています。

さあ、水産資源科で「地域を大切にできる」「社会に貢献できる」人を目指し、一緒に頑張ってみませんか!!

問合せ 三重県立水産高等学校 〒517-0703 三重県志摩市志摩町和具2578
☎ 85・0021 (事務室) FAX 85・0985 <http://www.mie-c.ed.jp/hsuisa/>

資源とごみ通信

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不要になった小型家電に含まれるリサイクル金属が活用されます。

東京2020組織委員会が主催するこの取り組みに、全国の自治体が、小型家電の回収で協力することになり、市もプロジェクトへ参加しています。

市では、市役所1階環境課、各支所及びエコフレンドリーはまじまに携帯電話、スマートフォン本体の回収が可能な携帯電話専用回収ボックスを設置していますので、携帯電話のリサイクル回収にご協力ください。

主催 東京2020組織委員会



問い合わせ ごみ対策課(エコフレンドリーはまじま内)
☎ 53・1410 FAX 53・1411 gomitaisaku@city.shima.lg.jp

シリーズ

医療・福祉・介護の現場から

第77回

志摩地域医療福祉センター

通所リハビリテーション

東川 ひとみ

今回は音楽療法についてのお話です。

音楽療法とは、音楽を聴いたり演奏したりして心身の健康の回復、向上をはかるうとする健康法で、リハビリテーション法のひとつでもあります。また、食欲が増す、ぐっすり眠れる、笑顔が増えるなど、気持ちを落ち着かせるリラクゼーション効果もあると言われています。

音楽は「記憶の扉を開ける力」とも言われ、子供の時に歌った唱歌や若いころに流行した曲を選ぶと、昔のことを思い出し、脳を活性化させる効果が期待できます。

介護の現場では、カラオケや歌に合わせた体操など、様々な工夫をしながら音楽を楽しんでいます。当施設でも9月から音楽の専門職に来ていただき、音楽療法を楽しんで頂いています。

皆さんも自分の好きな曲を聴いたり、歌ったり家族と一緒に音楽を楽しみながら脳を活性化させましょう。

センター長
だより

センター長

田畑 好基

11月11日は介護の日

平成20年に始まった「介護の日」。国の弁によれば次のとおりです。

高齢化などにより介護が必要な方々が増加している一方、介護にまつわる課題は多様化しています。

こうした中、多くの方々に介護を身近なものとしてとらえていただくとともに、それぞれの立場で介護を考え、関わっていただくことが必要となっています。

そのため、介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及びその家族等を支援するとともに、これらの人々を取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、介護に関する啓発を重点的に実施する日として、「11月11日」を「介護の日」と定めています。

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、「いい日、いい日」にかけた覚えやすく、親しみやすい語呂合わせとしました。

例年、「介護の日」（11月11日）を中心に、その前後二週間（11月4日～17日）を啓発活動の重点実施期間（福祉人材確保重点実施期間）とし、厚生労働省、地方公共団体、関係機関・団体及び事業者等が連携し、全国各地で「介護の日」の趣旨にふさわしい啓発活動を実施しています。

今回は国の考えを代理でお伝えただけですが、介護の大切さは今後もさらに重要になることでしょう。

お客様、地域、世界を結ぶ「幸せの場所」づくり

一服のお茶をたてるように、

もてなす側ともてなされる側が心のやりとりを重ねながら、

ともに幸せを生み出していく。

これが、モアレリゾートが理想とする宿泊業です。

「食」「健康」「ツーリズム」の三本柱を礎に、

お客様と地域に喜びを与え、

世界に通用する「幸せの場所」づくりを目指します。

まだ見ぬリゾートを

モアレリゾート

モアレリゾート

検索



国内初!!志摩市で日本ゴルフツアーリズム コンベンションが開催されました。

志摩市では、三重県とともに、市内に4つあるゴルフ場を利用し、ゴルフをテーマに外国人富裕層の誘客を図るゴルフツーリズムに取り組んでいます。

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなど国際的なスポーツイベントの開催で日本が注目される中、世界96か国の旅行会社などが加盟する、ゴルフツーリズム業界で最も権威ある団体「国際ゴルフツアー・オペレーター協会（IAGTO）」が主催するイベント「日本ゴルフツーリズムコンベンション」を誘致することができ、10月1日～10月3日の日程で、市内で商談会などが行われました。IAGTOのイベントとしては日本で初めての開催です。2日に開催された商談会には国内外から約200人が参加し、国内事業者が、海外の旅行会社の担当者にゴルフ場の設備や周辺の観光施設などを紹介しました。

市内全域が伊勢志摩国立公園に含まれる志摩市は豊かな自然環境に恵まれており、温暖な気候がスポーツに適しています。滞在中は、素晴らしい食材や御食国に継承されてきた食文化を楽しむこともできます。

このような志摩市の魅力を活かしてゴルフツーリズムなどで誘客を図り、国内外から志摩市を訪れる多くの人に志摩市をPRすることで、地域の活性化に繋がっていきます。

志摩市長 竹内 千尋

地域包括支援センターかわら版

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを総合的にサポートします!!

志摩市地域包括支援センター 市役所1階 ⑤番窓口 介護・総合相談支援課内
☎ 44・0284 FAX 44・5260 ✉ kaigosogo@city.shima.lg.jp

ご存知ですか？ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人は、必要な財産管理や契約をすることが難しい場合があります。そのような場合に、活用できる成年後見制度は以下の2つの制度から成り立っています。

こんな時1

現在、判断能力があり、将来に備えたい場合

1 任意後見制度

将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

【利用するには】

公証役場で任意後見契約書の作成をします。

こんな時2

すでに判断能力が十分でない場合

2 法定後見制度

家庭裁判所が判断能力の程度によって成年後見人等を選任し、本人の財産、権利を守る制度です。

悪質商法など、成年後見人等の同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消すことができる場合があります。

【利用するには】

家庭裁判所に審判の申し立てをします。

地域包括支援センターでは当制度についての説明や申し立てに関する支援を行っています。ご不明な点は、お問い合わせください。





すくすくランド

11月の子育て支援事業のご案内



事業	とき	ところ
育児サークル わらじっこ	毎週金曜	9時30分～11時30分 大王公民館 ☎ 72・2468
園庭開放	毎週 月～金	9時30分～11時 志摩幼保園 ☎ 85・3217
	毎週 火曜・木曜	9時30分～11時30分 大王幼保園(大王保育所) ☎ 72・0529
	毎週水曜	9時30分～11時 浜島幼保園 ☎ 53・0069
	8日(木)	9時30分～11時 ひのてが丘保育所 ☎ 55・0577
	22日(木)	9時30分～11時 ひまわり保育所 ☎ 55・0177
	1日(木)	9時30分～11時 磯部幼保園 ☎ 55・2347
	7日(水) 21日(水)	9時30分～11時 立神保育所 ☎ 45・2704
	6日(火) 20日(火)	9時30分～11時 えがお志摩保育園 ☎ 45・8600
	14日(水)	9時30分～11時 鵜方保育所 ☎ 43・0156

※えがお志摩保育園の園庭開放は、1週間前までに電話予約が必要です。

志摩子育て支援センター ☎ 85・0940

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

子育て支援センターわくわくの森 ☎ 44・1117

事業	とき
センター開放	毎週月～金 9時～11時30分 13時～15時30分
育児相談	

磯部子育て支援センター ☎ 55・1741

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時
ひよこクラブ	9日(金) 10時～11時

浜島子育て支援センター ☎ 53・1220

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

※いずれの事業も開催日が祝日の場合はお休みです。

18

すくすくランド・じんけんコーナー

じんけんコーナー

非核・平和パネル展

『暗やみに光を灯した人』

杉原千畝

人権市民協働課

☎ 44・0227
FAX 44・5260

8月に市役所本庁舎・市民ギャラリー及び市立図書館・アートホールにおいて、「原爆と人間展」にあわせ、『暗やみに光を灯した人』杉原千畝のパネル展を開催しました。

『一人の命を救う人は全世界を救う』

杉原をはじめ、ホロコーストの暗闇の中で、光をかけた人たちが、「諸国民の正義の人たち」が世界に26,513名(2017年1月1日現在)います。

彼らは、人道的な立場から、利益を求めず、自らの命の危険を乗り越えて死に向かっているユダヤ人を救いました。彼らに共通していることは、人を偏って見ないで、国境を超え、人種や宗教、習慣を超えて人間としてユダヤ人を受け止めて守り、彼らの命を救ったことです。杉原は約1ヶ月間、寝食を忘れて善意の手で日本通過ビザを書き続けました。(中略)

ホロコーストで犠牲となった、ユダヤ人600万人の四分の一にあたる、150万人の幼い命が、「ただユダヤ人である」との理由で奪われました。(中略)

杉原の勇気ある決断で、カウナスで発給した日本通過ビザにより6,000人の命が救われました。

(ホロコースト記念館(広島県福山市御幸町中津原815) ☎ 084・955・8001) 発行『暗やみに光を灯した人』杉原千畝よくわかるテキスト』より引用)

『ヘイトスピーチ、許さない。』

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありませんか? こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

2016年6月3日に、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、2年がたちました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。(法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会発行リーフレット『ヘイトスピーチ、許さない。』より引用)

※「ホロコースト」ナチス・ドイツによるユダヤ人大量虐殺のことをいう。

※「ヘイトスピーチ」特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動などのことをいう。

きて!みて!よんで! みんなのとしょかん・しりょうかん

新しく入った本を紹介します(★は児童書です)

愛なき世界

三浦しをん／著【小説】

洋食屋の見習い・藤丸陽太が恋をした本村紗英は、三度の飯よりシロイヌナズナ(葉っぱ)の研究が好き。人生のすべてを植物に捧げる本村に、恋をした藤丸は…。

★オオイシさん

きたむらなお 北村直子／作【絵本】

大きな石のオオイシさんは、すもう部屋で稽古の相手をして、つけもの石になったりと、大いそがし。ある日、うずまき撮影所の人がオオイシさんをスカウトにやってきました。

イベント案内

館室名	と き	内 容
市立	11月14日(水) 10時～11時30分	インテリア講座「収納&お掃除 ちょこっとインテリア」 定 員 30人(要予約) 参加費 無料 講 師 若林君代さん、西川節子さん(インテリアコーディネータークラブ三重)
	11月18日(日)14時～15時	やってみようビブリオバトル⑪ テーマは「旅」 本を紹介したい人は市立図書館までご連絡ください。
	11月19日(月)11時～	おはなし会(赤ちゃん向け)
	12月1日(土) 9時～11時30分	おりがみくらぶ
	12月1日(土)11時～	おはなし会
志摩	11月24日(土)14時30分～	よみきかせ会
	12月5日(水)11時～	よみきかせ会(赤ちゃん向け)
磯部	11月17日(土)13時30分～	古文書学習会

図書館講座 百人一首を楽しもう

講 師 川上と志夫さん
と き 11月2日(金)、23日(金・祝)、12月7日(金)
各日、10時～11時30分 ※1回だけの参加も可能です。
ところ 市立図書館2階展示室 定 員 20人(要予約)
持ち物 百人一首が載っている本 参加費 無料
※広報10月号に掲載された日程と変更になりました。

カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				11/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	12/1

○市立休み □市立・志摩・磯部休み
△志摩・磯部・大王・浜島休み

図書館講座

志摩市の鳥・しろどり物語 ～誕生から旅立ちまで～

講 師 廣辰司さん
と き 12月2日(日)13時～14時
ところ 市立図書館2階展示室
定 員 25人(要予約) 参加費 無料
内 容 しろどりの写真とあわせた成長物語
講座にあわせた写真展を1階ロビーで開催します。11月30日(金)～12月26日(水)

志摩市歴史民俗資料館・磯部図書室からのお知らせ

絵図と道中記でたどる「志摩への旅」展

11月3日(土・祝)～
平成31年1月30日(水)

講演会開催

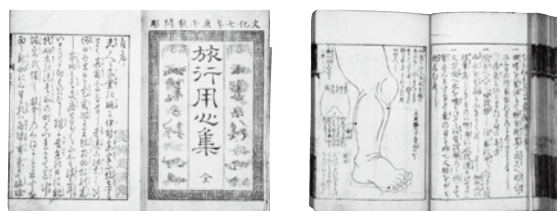
聴講無料

講 師 岡野友彦 氏
(皇學館大学文学部 国史学科教授)

テーマ 『伊勢参宮名所図会』を読む

と き 11月25日(日) 13時30分～15時
ところ 磯部生涯学習センター 多目的ホール
※電話かFAX、窓口にてお申し込みください。

展示資料紹介します



『旅行用心集』 文化7(1810)年 刊

旅の手引書。旅に不慣れな人のために、船や駕籠に酔わない方法、疲れをとる方法など当時の旅の役立つ情報が満載です。

募 能力開発セミナー 受講者募集

仕事を遂行するために必要な専門的知識の習得及び技術の向上を図るため能力開発セミナーを実施します。
コース名 鉄骨構造物における構造計算技術、TIG溶接実践技術(ステンレス鋼板材編)、数値処理によるPLC制御技術、被覆アーク溶接実践技術(各種姿勢溶接) など
対象者 能力開発の向上を目指す人
問い合わせ ポリテクセンター伊勢
 ☎ 0596・37・3121

チャリティー公演 第38回若柳百合香勉強会

日本舞踊などの発表会を行います。ぜひお越しください。
とき 12月9日(日) 11時～
ところ 阿児アリーナ
 ※入場料など、くわしくはお問い合わせください。
問い合わせ 西村 ☎ 43・2775

中部地区バス運転士 合同就職説明会

女性歓迎！憧れのバス運転手になろう！
とき 11月17日(土)
 11時30分～17時30分
ところ JPタワー名古屋3Fホール
問い合わせ 中部バス協会
 ☎ 052・613・8133

障害者フライングディスク指導者養成講習会

とき 1月12日(土)13時～17時
 1月13日(日)9時～17時
ところ 皇學館大学
対象 障害者スポーツに理解・興味のある18歳以上の人(高校生不可)
参加費 無料
 12月21日(金)までに電話またはファックスで申し込んでください。
申し込み・問い合わせ 三重県障害者フライングディスク協会事務局
 ☎ 090・4117・2887
 FAX 059・222・0303

お知らせ

「募集」「お知らせ」など役立つ情報をお知らせします

募 第14回鳥羽志摩地域 農産物品評会の出品者を募集します！

鳥羽志摩農業協議会と鳥羽志摩農業協同組合が主催で、特産品の生産振興、農産物のPR、農業への理解、消費者との交流を促進することを目的として開催します。
ところ 阿児アリーナ
 オーシャンホール
 (JAまつり同時開催)
とき 12月15日(土)、16(日)
申し込み方法 鳥羽志摩農業協同組合の窓口に備え付けの「農産物品評会・即売会出品申込書」に必要事項を記載のうえ、お申し込みください。
申込期限 11月22日(木)
 くわしくはお問い合わせください。
問い合わせ 鳥羽志摩農業協同組合
 経済部 営農振興課 ☎ 43・5889

20

お知らせ

イベント多数あり



子供教室・親子教室

お問合せ下さい



店内完全禁煙

お金を賭けない タバコを吸わない アルコールを飲まない
 『3ない』で安心

健康まーじゃん教室 カルチャーセンター きぼう里

「脳トレしながら、一緒に楽しく過ごしませんか」

- お一人から、ご利用出来ます
- 店内は明るく清潔感のある広々空間
- 車椅子の方もご利用できます

入門初級 まーじゃんを始めてみたい方
 初回のみ ワンコイン(500円)体験開催中

まーじゃん 初心者大歓迎

予約制 火・水 いつからでも始められます

健康まーじゃん(入門・初級)
 11:00～15:30

希望者のみ17時まで延長可能

【各曜日共通事項】

- ・料金1日2,000円(税抜)
- ・昼休憩12:30～13:15
- ・点数計算サポート付き
- ・ドリンク・お菓子サービス

テンボ良く打てる方には

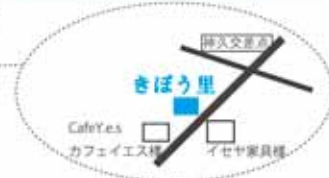
金・土

健康まーじゃん(実践教室)
 11:00～17:00
 毎週土曜 大会開催

電話 0596-63-9787

お気軽に
お問合せ下さい

伊勢市神久3丁目1-46
 駐車場有 16台
 定休日(日)(月)(木)



広告



認知症予防のために
外出のきっかけに

最新全自動麻雀卓



今月の相談事業など

種目	内容・対象	相談員など	日程	場所	申し込み 問い合わせ
家庭児童 相談室	18歳未満の子どもについての相談。電話での相談も可能。	家庭相談員 など	平日 9時～12時 13時～16時	市福祉事務所	家庭児童相談室 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
母子・父子 相談、女性 相談	ひとり親家庭・寡婦からの相談。 女性からの相談（配偶者からの暴力についてなど）。電話での相談も可能。	母子・父子自 立支援員、女 性相談員	平日 9時～12時 13時～16時	市福祉事務所	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
就労相談	就労支援 対象：児童扶養手当受給者	就職支援ナビ ゲーター 他	第4水曜日 ※変更となる場合があります	市役所 202 会議室	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260 ※母子・父子自立支 援員による事前聞き 取りあり
出張年金 相談	年金に関する相談	社会保険労務士	11月8日（木） 10時～15時	志摩市商工会館	日本年金機構伊勢年 金事務所 ☎ 0596・27・3601
こころの 健康相談	伊勢保健所では、こころの健康相談を開催しています。	精神科医	11月22日（木） 13時30分～15時20分 ※予約制	三重県伊勢庁舎 ヘルスサポート 室	伊勢保健所 地域保 健課 ☎ 0596・27・5148
もの忘れ 予防教室	・もの忘れが気になる人 ・もの忘れチェックやレクリ エーション	保健師 他	11月27日（火） 13時30分～15時30分 ※可能な限り前日までに お申込下さい。	浜島生涯 学習センター	介護・総合相談支援課 ☎ 44・0284 FAX 44・5260
不動産に 関する相談	宅地建物取引に関する相談	宅地建物取引士	予約受付 平日10時～ 16時（水曜日は除く） ※相談は予約制です	三重県宅地建 物取引業協会 伊勢志摩支部 （伊勢市勢田町 472）	三重県宅地建物取引 業協会 伊勢志摩支 部 ☎ 0596・24・1685
巡回公証 相談	相続・遺言、離婚、任意後見、金 銭・土地建物の貸借契約など の公正証書作成や会社などの 定款認証その他について	伊勢公証役場 公証人	11月15日（木） 14時～16時 ※要予約（前日まで）	市役所1階 ⑤番窓口 介護・総合相談 支援課	介護・総合相談支援 課 ☎ 44・0284 FAX 44・5260
福祉総合 相談	保健福祉に関する相談。 窓口が分からない福祉の相 談。 電話での相談も可能。	健康福祉部職員	平日 9時～12時 13時～16時	市役所1階 福祉総合相談 窓口	福祉総合相談窓口 ☎ 44・0217 FAX 44・5260
市こころの 相談	こころの病や こころの健康づくりについて	保健師	11月21日（水） 9時～12時 13時～16時 ※要予約 （11月20日（火）12時まで）	保健センター （サンライフあご 3階）	健康推進課 （保健センター） ☎ 44・1100 ※随時相談も行っ ています。
家族による 電話相談	「こころの病」の当事者を抱え るご家族の方、お気軽にご連 絡ください。 電話相談（無料） （赤い羽根共同募金による事業）	同じ「こころの 病」の当事者を 抱える家族	毎週金曜日13時～15時 専用電話番号 ☎ 080-8251-7751	NPO 法人 ふれあい工房内	地域家族会（精神障 がい）みしま会 代表 畑中 ☎ 090・1070・6564
食中毒予防 講習会	ノロウイルス食中毒対策 （予約不要・無料）	食品衛生アド バイザー	11月28日（水） 13時40分～14時40分	阿児アリーナ ベイホール	三重県食品衛生協会 志摩支部 ☎ 43・5112
無料登記 相談会	登記全般についての無料相談 （予約不要）	司法書士、土 地家屋調査士	11月10日（土） 13時～16時	鵜方公民館	司法書士会・土地家屋 調査士会伊勢支部 ☎ 0596・28・5396

「人権パネル展」を開催します

三重県では、毎年11月11日から12月10日までの1か月間を「差別をなくす強調月間」としています。

志摩市では、人権問題を身近な問題として考えるきっかけにさせていただくため、人権パネル展を開催します。今回は、身元調査とは何か、身元調査に関わり発生した事件、本人通知制度など、身元調査の防止に向けた取り組みなどについて紹介するパネルと、2017年度児童生徒人権ポスターを展示します。

内容 テーマ「人権について考える 身元調査」
・人権パネル『差別につながる身元調査は「しない・させない・許さない」』6点
・人権ポスターパネル「2017年度児童生徒人権ポスター」20点
(全て三重県人権センター所蔵パネル)
と き 11月29日(木)～12月10日(月)(土・日除く)
ところ 市役所本庁舎1階 市民ギャラリー
問い合わせ 人権市民協働課 ☎ 44・0227 FAX 44・5260

健康づくり講演会

『意外と知らないお酒にまつわる話』 ～お酒とカラダとココロ～

アルコール依存症治療病棟で働く看護師さん達に『意外と知らないお酒にまつわる話』を講話いただきます。お酒との付き合い方を考える機会にしてみませんか？

平成30年度志摩市健康づくりマイレージ事業の対象となります。

開催日時 11月22日(木) 19時30分～21時

開催場所 サンライフあご 多目的ホール

講師 県立こころの医療センター アルコール依存症治療病棟 看護師 松永 美則氏、高山 由美子氏、黒川 千代子氏

参加費 無料

申し込み締切日 11月15日(木)

問い合わせ・申し込み

健康推進課 ☎ 44・1100 FAX 44・1102

伊勢の高校生がおくる！吹奏楽による 第7回オータムコンサート

と き 11月11日(日)13時開場 13時30分開演
ところ シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
(伊勢市観光文化会館)
出演 明野、伊勢、伊勢学園、伊勢工業、宇治山田、
皇學館各高等学校
問い合わせ (公)伊勢法人会
☎ 0596・28・5665(平日9時～17時)

大王美術ギャラリー企画展 ※大王幼保園こども さくひんてん

大王幼保園の保育所3歳児・幼稚園4歳児・5歳児の作品を展示します。

と き 11月22日(木)～12月17日(月)

開館時間 9時～17時(最終入館は16時30分まで)

ところ 絵かきの町・大王美術ギャラリー

休館日 火曜日、水曜日(祝日の場合は開館)

入館料 無料

問い合わせ 絵かきの町・大王美術ギャラリー

☎ 72・4336 FAX 72・4317 ✉ d-artgallery@city.shima.mie.jp

宝くじまちの音楽会 岩崎宏美 With 宗次郎 ～心のふるさとを求めて～

と き 平成31年1月10日(木) 開場17時 開演18時
ところ 阿児アリーナ オーシャンホール
入場料金 2,000円(当日2,500円)

◎宝くじ助成による特別料金です。

- 全席指定席となります。
- 前売りで完売した場合は、当日券(2,500円)の販売はございません。
- 未就学児のご同伴、ご入場はご遠慮ください。
- 託児あり 先着10名 12月28日(金)締切

チケット販売開始 11月2日(金)9時から

チケット販売場所 阿児アリーナ・浜島生涯学習センター・磯部生涯学習センター・大王公民館・志摩文化会館(休館日を除く。阿児アリーナは毎週火曜日。その他は毎週月曜日)

※チケットはお一人様5枚まで販売します。

問い合わせ 阿児アリーナ ☎ 43・7000 FAX 43・7003 ✉ a-arena@city.shima.lg.jp



11月 広報カレンダー

11月11日～17日は「税を考える週間」です。



国税庁ホームページでは、インターネット番組「Web-TAX-TV」で、国税庁の取組を紹介する番組を配信しています。

国税庁ホームページに様々な番組を掲載していますのでぜひご覧ください。

この機会に、税について
考えてみませんか!

詳しくは…

国税庁 [検索](#)

各種相談やイベント情報などを掲載しています
※日程などは変更となる場合があります

今月の納税・納付

固定資産税 4期
国民健康保険税 7期
後期高齢者医療保険料 5期

※口座振替の人は、預貯金
残高をご確認ください。

納期限11月30日(金)

市税の納付に関する相談は
収税課 ☎ 44-0212) まで

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 文化の日
				認知症カフェ (川辺コミュニティ センター)	献血 (市役所)	
4	5	6	7	8	9	10
	市民課窓口延長 (19時まで)	乳幼児健康相談 (磯部幼保園) 成人健康相談 (間崎島開発総合 センター)				
11	12	13	14	15	16	17
	市民課窓口延長 (19時まで)			巡回公証相談 (市役所本庁) 乳幼児健康相談 (志摩幼保園)		
18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日	24
	市民課窓口延長 (19時まで)	成人健康相談 (大王公民館)	乳幼児健康相談 (大王公民館) こころの相談 (サンライフあご)			
25	26	27	28	29	30	
	乳幼児健康相談 (サンライフあご) 市民課窓口延長 (19時まで)	乳幼児健康相談 (サンライフあご) もの忘れ予防教室 (浜島生涯学習セ ンター)				

市休日夜間応急診療所のご案内

場 所 県志摩庁舎2階

(旧志摩保健所)

電話番号 43・5899

診療科目 内科・小児科

受付時間 ☐ 印の日は夜間

19時30分～21時30分

☐ 印の日は昼間

(日曜・祝日診療の日)

9時30分～12時00分

13時30分～16時00分

11月 診療日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	③
④	5	6	7	8	9	10
⑪	12	13	14	15	16	17
⑱	19	20	21	22	⑳	24
㉒	26	27	28	29	30	

12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
②	3	4	5	6	7	8

9月のデータ

人口

全 域

総数 50,450 人 (-45) 男 23,571 人 (-20) 女 26,879 人 (-25)

世帯数 22,858 世帯 (23)

地区別

浜島町 4,313 人 (-2) 大王町 6,247 人 (-17) 志摩町 10,451 人 (-16)

阿児町 21,885 人 (-3) 磯部町 7,554 人 (-7)

(平成30年9月30日現在)

() 内の数字は前月との比較です。

交通

事故数/136件 (31) うち人身事故8件 (-3) 物件128件 (34) 死者数/0人 (0)

傷者数/13人 (0)

火災

件数/13件 (0)

救急

出動件数/379件 (39) 広域管内(南勢分署含) () 内の数字は前年との比較です。

◇コンビニ受診はやめましょう!

◇診療をしない薬のみの処方はありません。

8/29 山崎豊子先生の愛した賢島



英虞湾の夕陽の描写で始まる小説「華麗なる一族」などの作品で有名な山崎豊子先生と賢島とのつながりを紹介する企画展示が賢島駅で開催され、好評を得ました。



10/ 3 赤い羽根共同募金運動伝達式



平成30年10月3日(水)、赤い羽根共同募金運動のメッセージ伝達式が行われました。伝達式では、厚生労働大臣と中央共同募金会会長からのメッセージがそれぞれ志摩市共同募金委員会の柴原宏啓会長と濱口政仁副会長から竹内市長と中村議長に手渡されました。この募金運動は平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間実施されます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

10/ 6 2108人権を考える市民の集いを開催しました



今年度は、映画「湯を沸かすほどの熱い愛」を上映しました。会場の阿児アリーナ・ベイホールで410人の市民が鑑賞し、来場者からは「感動した」「人生について考えさせられた」などの感想が寄せられました。

9/22 文化財講座「志摩の石塔」を開催しました



大王公民館で、文化財講座「志摩の石塔」が行われました。三重県埋蔵文化財センターの竹田憲治氏を講師にお招きし、大王町波切にある「石造五輪塔群（市指定文化財）」をはじめ、県内各所に存在する石塔について紹介されました。参加された皆さんは熱心に聞き入っていました。

9/13 幼稚園児によるコスモスの種まき



志摩市では、晩秋時の景観形成づくりを推進するため阿児町鵜方地内近鉄線沿いの水田を活用し、コスモス畑を作っています。今年も鵜方幼稚園児によるコスモスの種まきをおこないました。園児たちは、足元を取られながらも「きれいな花が咲きますように」と言いながら楽しく種をまいていました。

10/13 R U N 2018



認知症の人や家族の思いを知ってもらい、多くの人が関わっていける地域づくりを目指し、認知症の人と家族、支援者たちで1つのタスキをつなぎ走る全国的なイベントが志摩市でも開催されました。阿児アリーナから磯部ふれあい公園までのコースを多くのランナーが駆け抜け、思いを乗せたタスキを鳥羽市へとつなぎました。

9/8 志摩市戦没者追悼式



先の大戦における戦没者の御霊に対して追悼の意を捧げるとともに、ご遺族の御労苦に対し深い敬意を表するため、平成30年度志摩市戦没者追悼式を阿児アリーナで開催しました。式には遺族や来賓など約230人が参列しました。

9/25 志摩環境事業協業組合から災害用非常トイレの寄贈



志摩環境事業協業組合から設立30周年を記念し、地元志摩市への地域貢献の一環として「災害用非常トイレ350基」、「災害用トイレ処理剤3,500回分」の寄贈があり、寄贈式並びに竹内市長から宝門理事長への感謝状贈呈式を行いました。市長は「南海トラフ地震が危惧されている中大変ありがたい」と謝辞を述べました。

9/15・16 国指定重要無形民俗文化財「安乗の人形芝居」の上演が行われました



安乗神社境内で、国指定重要無形民俗文化財の「安乗の人形芝居」が上演されました。15日には、今年度発足した「東海中学校郷土芸能クラブ」の生徒による「鎌倉三代記」や、安乗人形芝居保存会による4年ぶりの舞台となる「絵本太功記」の上演が行われ、2日間に渡り熱の入った演技を披露しました。

9/19 国民体育大会出場者壮行会

第73回国民体育大会
出場者

【陸上競技】
少年男子円盤投

かもざわおうみ
鴨澤青海
(宇治山田商業高2年)

【相撲】成年男子

たきだまことしるやませいら
滝田 真、城山聖羅
少年男子

おざきともりのり
尾崎友則
(宇治山田商業高3年)

おがわけんき
小川兼輝
(宇治山田商業高3年)

やまざわまさゆき
山際雅之(志摩高2年)

少年男子監督

いしかわもととし
石川元司



第73回国民体育大会に出場する選手、監督の壮行会が市役所で行われました。「入賞を目指したい」「ベストを尽くせるよう頑張りたい」「最高のパフォーマンスを発揮できるようにしたい」と、大会に向けての意気込みを語りました。

9/15 わらじ祭り



波切漁港周辺で「わらじ祭り」が行われました。また、9月13日に行われた「波切のわらじ曳き」神事は県無形民俗文化財にも指定されており、およそ300年の歴史があります。この祭りは、大王島に住み、村を荒らしていた「ダンガラボッチ」に対し、大わらじを海に流すことにより退散させたとの伝説によるもので、海の神様にお礼を申し上げるとともに大漁・豊作を祈願し、村の繁栄を願っている祭りです。

10/15 知事と市長の1対1対談



市長と知事がオープンな場で地域の課題などについて議論する「知事と市長の1対1対談」が横山ビジターセンターで開催されました。志摩市が推進するSDGsへの取り組みなどについて鈴木知事と竹内市長が話し合い、120人が傍聴しました。



灯台ワールドサミット in 志摩



1868（明治元）年に西洋式灯台の建設が始まってから今年で150年になります。全国には16基ののぼれる灯台（参観灯台）があり、その内の2基が志摩市にあります。この歴史的灯台を次世代に引き継ぐため、また積極的な灯台を中心とした周辺の観光資源化を図るなど、灯台の活用促進を目的として灯台ワールドサミットを開催します。この機会に身近にある灯台について学んでみませんか？

シンポジウム **11月10日(土)** 10:30～16:30（開場 10:00）※入場無料

会場：阿児アリーナ ベイホール

講演会

- ・灯台に見る日本の近代
藤岡 洋保
(東京工業大学名誉教授)
- ・フランス式の灯台と
フランスの灯台観光の現状
Vincent Guigueno (ヴァンサン ギグノ)
(フランス海洋博物館)
- ・鳥羽志摩地域の灯台
藤島 充良
(第四管区海上保安本部 名古屋港海上交通センター)

パネルディスカッション

- ・テーマ「地域資源としての灯台を使った
地域活性化策を考える」
- ・コーディネーター
渡邊 明／三重大大学 名誉教授
- ・パネリスト
Vincent Guigueno (ヴァンサン ギグノ)
(フランス海洋博物館)
不動まゆう (『灯台どうだい?』編集長)
竹内 千尋 (志摩市長) 柳澤 重夫 (御前崎市長)
越川 信一 (鉾子市長) 長岡 秀人 (出雲市長)

問い合わせ 観光商工課 ☎ 44・0005 FAX 44・5262 ✉ kankoshoko@shima.lg.jp

市の税金と上下水道料金が スマートフォンで納付できるようになりました

市の税金（個人市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税・国民健康保険税）、水道料金及び下水道使用料は、バーコードが印刷された納付書であれば、コンビニエンスストアで納付することができますが、11月からはスマートフォンのアプリを使用して金融機関の口座からも納付できるようになりました。

利用者の手数料はかからず、自宅等で納付が可能となりますが、下の事項にご注意ください。

アプリの使用方法や利用可能な金融機関等につきましては、アプリのホームページ等で確認してください。

- 注 意 点
- 領収証書は発行されません。
 - クレジットカードは使用できません。
 - コンビニエンスストアと同様、30万円を超える納付書や取扱期限の切れた納付書は使用できません。

問い合わせ

■税金	金 収 税 課	☎ 44・0212	FAX 44・5261
■水道料金	水道総務課	☎ 44・0220	FAX 44・5261
■下水道使用料	下 水 道 課	☎ 44・0225	FAX 44・5261

ペイビー
PayB



https://payb.jp

ヤフー公式アプリ



https://wallet.yahoo.co.jp/promotion/paymentslip/

編集・発行／志摩市 市長公室 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098-22

広報しまへのご感想・ご意見を
お寄せください。

☎ (0599) 44・0200 FAX (0599) 44・5252

☎ くわしくはWEBで 志摩市役所 検索

✉ shichokoshitsu@city.shima.lg.jp



この広報は、環境に配慮するため、植物油性のインキとグリーン購入法の基準を満たす再生紙を使用しています。

→市の平六ふしは

